

実践！みんなの ネットモラル塾

～正しい知識を身につけよう～



みんなで考えよう！
『家庭のルール』

年 組 番

名前

イメージキャラクター スマッホー



はじめに

インターネットやスマートフォンは、人々の生活にとって、とても便利で役立つものです。これらを活用することで、皆さんは新たな知識を得ることができ、多くの人々や情報などを結びつけて新たな価値の創造や発信をすることもできるでしょう。

しかし、これらの中には、誤った情報や悪意のある情報が紛れ込んでいるなど、正しく判断できないと、様々なトラブルや犯罪に巻きこまれる可能性もあります。また、誤った情報や意図していない情報などを、自らが発信してしまうことなども考えられます。

本テキストでは、便利なインターネットの裏に潜むトラブルや犯罪事例を学び、その予防や対策の考え方を共有することを通して、皆さん自身が考え、予防や対策をルールとしてまとめます。

そして、子どもたちが、インターネットやスマートフォンを使い、トラブルや犯罪に巻きこまれないことや、これらを活用してさらに豊かな未来を築くことを目指します。



このテキストを使って
家庭のルールを作りましょう！

目次

・はじめに	P2	⑥プライバシーの侵害	P14
・フィルタリングについて	P3	⑦ひぼう中傷	P15
・子どもとネットの実態	P4	⑧悪ふざけ	P16
・スマホ利用の傾向	P6	⑨著作権侵害	P17
・スマホ利用によるトラブルや被害の事例	P7	★考えてみよう！（SNS投稿編）	P18
①長時間利用	P8	⑩誘い出し	P19
②ゲーム（高額課金）	P9	⑪自画撮り被害	P20
③ネットいじめ・トラブル	P10	・法律・条例・相談窓口	P21
★考えてみよう！（グループトーク編）	P11	・家庭のルールをつくりましょう	P22
④不当請求	P12	・おわりに	P24
⑤個人情報漏えい	P13		

※本テキストでは、「スマートフォン」または「タブレット型PC」などを総称して「スマホ」と表記します。

また、「インターネット」を「ネット」と表記する場合があります。

※本テキストでは、18歳未満の子どもを「児童」または「青少年」と表記します。

※本テキストでは、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」を「自画撮り被害」と表記します。

フィルタリングについて

フィルタリングとは、アダルトサイトや暴力的なサイトなど、青少年が安全に安心してインターネットを利用する上で、有害な情報から守ってくれる機能のことです。

どのようなことができるのか？

フィルタリングの代表的な機能

Web の閲覧制限

子どもが閲覧するのに相応しくない出会い系やアダルト系などの有害コンテンツのほか、刺激の強い内容や犯罪、暴力に関する内容をブロックします。

アプリの利用制限

子どもに不適切なアプリの使用を制限したり無許可でのインストールや課金ができるないようにします。

利用時間の制限

スマホの利用時間帯を決めることができます。生活スタイルに合わせて、曜日ごとに設定することができます。

カメラは使ってもいいけど、勉強を優先してもらいたいからゲームは制限をかけようかしら。



※フィルタリングの有効（オン）・無効（オフ）は、保護者の設定したパスワードなどを用いて、いつでも切り替えが可能です。
※必ずしもフィルタリングは万能ではありません。フィルタリングの設定をした上で、利用の仕方について話し合い、家庭でのルールをつくりましょう。

フィルタリングの機能や設定について、詳しくは右のQRコードから携帯電話事業者のページをご覧ください。

実践！ みんなのネットモラル塾サイト
<https://www.netmoral-jyuku.jp/>



ゲーム機や契約切れスマホにも注意しましょう

ゲーム機や、親のお下がりなどで携帯電話事業者との契約が切れたスマホでも無料または有料でフィルタリングサービスを利用することができます。サービス業者またはインターネット接続業者などにご相談ください。

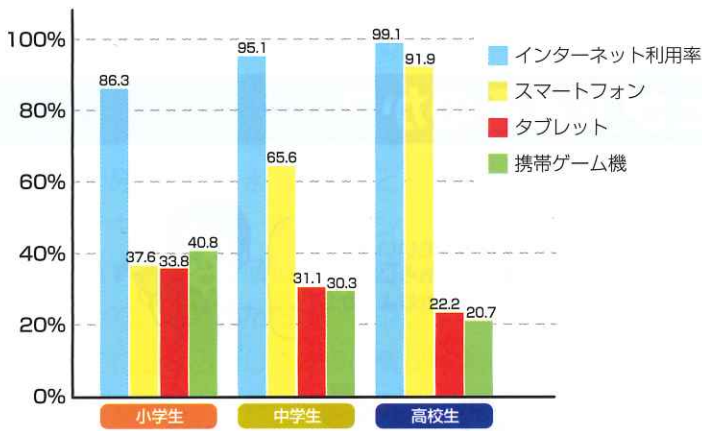


ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは、スマホやゲーム機等の機能や利用を、保護者が制限したり監視する機能です。フィルタリングサービスの一部として携帯電話事業者が提供していることが多い他、一部のスマホやゲーム機には、最初からその機能が用意されているものもあります。こうした機能もフィルタリングと併せて有効に活用しましょう。

子どもとネットの実態①

インターネット利用率（機器・学校種別）



「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）より

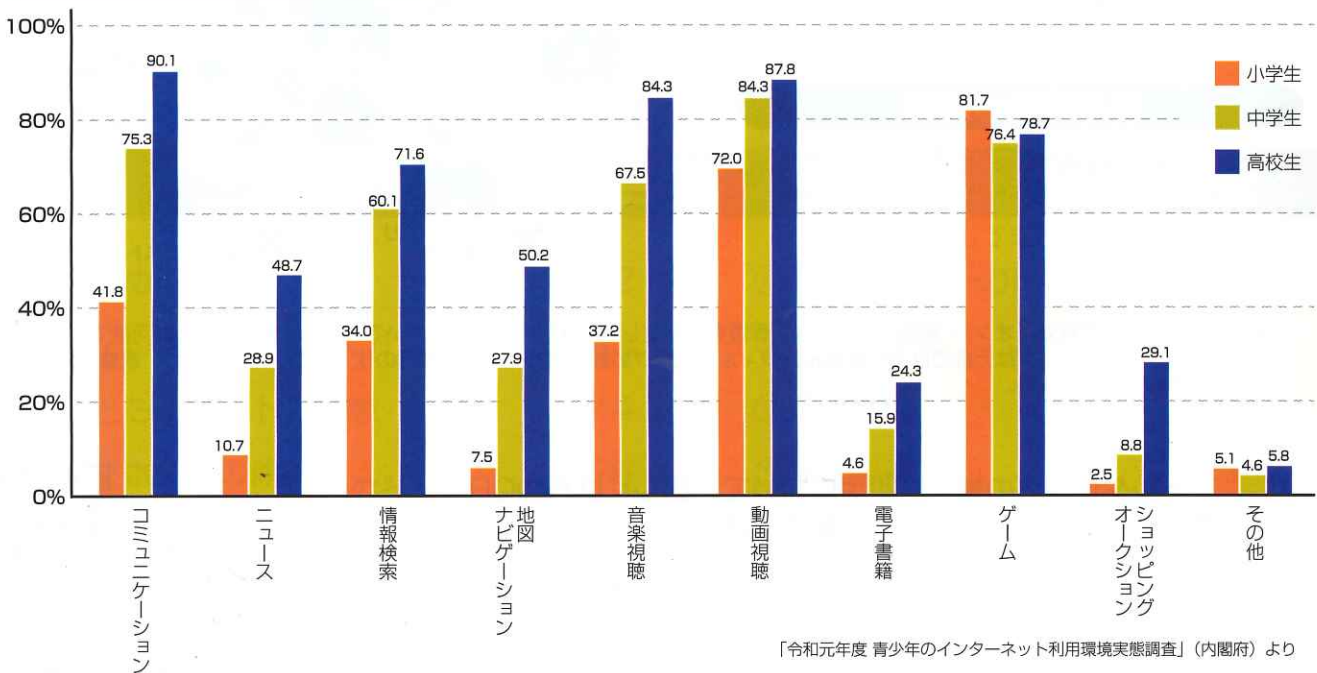
※注「インターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した青少年全員をベースに集計。

インターネットを利用している機器

スマートフォン	63.3%
格安スマートフォン	4.2%
子供向けスマートフォン	2.1%
契約切れスマートフォン	6.8%
携帯電話	1.8%
子供向け携帯電話	4.6%
ノートパソコン	16.1%
デスクトップパソコン	6.9%
タブレット	29.6%
学習用タブレット	7.2%
子供向け娯楽用タブレット	0.1%
携帯音楽プレイヤー	6.6%
携帯ゲーム機	31.2%
据置型ゲーム機	11.2%
インターネット接続テレビ	8.0%

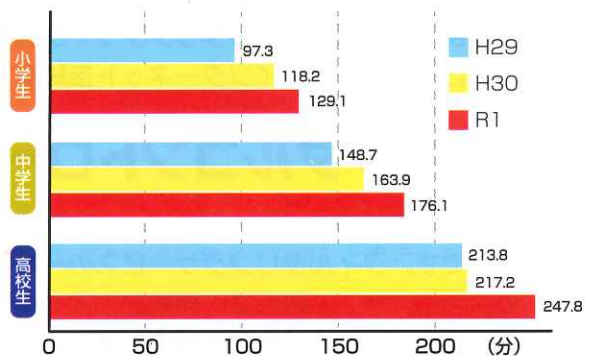
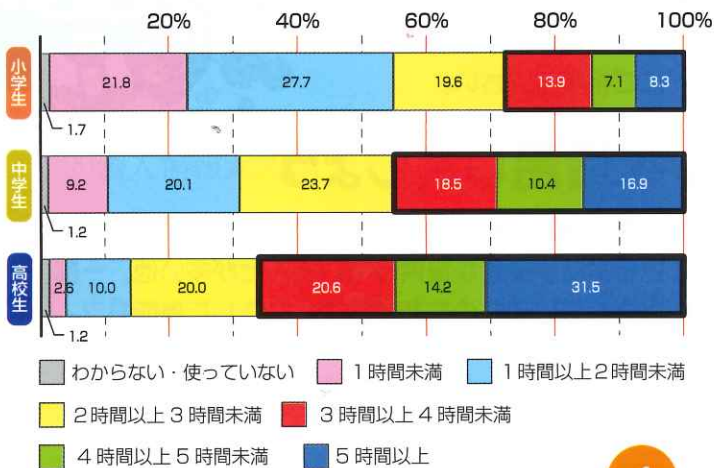
「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）より

インターネットの利用内容



「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）より

インターネットの利用時間（平日1日あたり 利用時間別割合／平均利用時間）



「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）を基に作成

子どもとネットの実態②

インターネット上の経験

悪口いやがらせのメッセージやメールを送ったり、書き込みをしたことがある



親に話しにくいサイトを見たことがある



ゲームやアプリで、お金を使いすぎたことがある



迷惑メッセージやメールが送られてきたことがある



インターネットで知り合った人とメッセージやメールなどのやりとりをしたことがある



インターネットで知り合った異性と会ったことがある

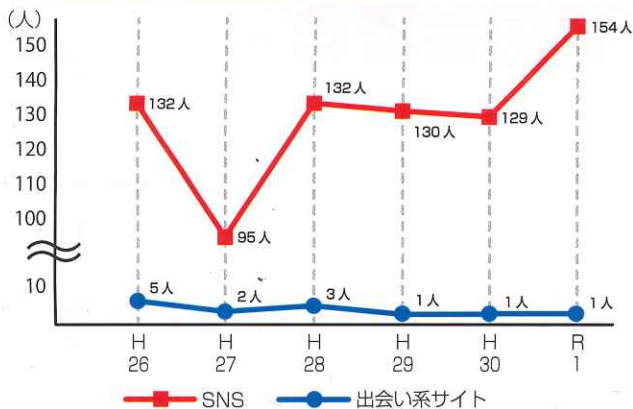


インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある



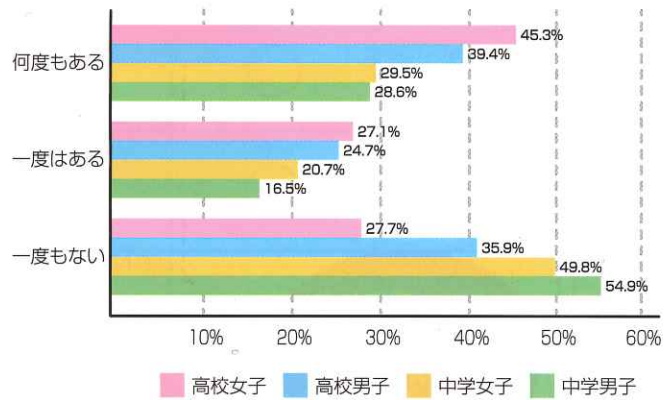
「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)を基に作成

SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移(愛知県)



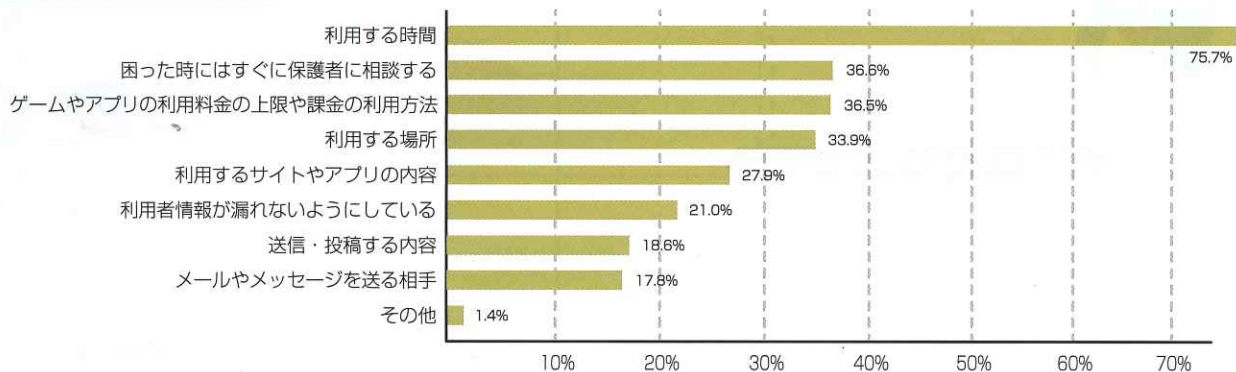
愛知県警 少年課より

会ったことがない人とネット上でやりとりした経験



愛知県警 少年課 (平成30年度調査)より

家庭のルールの内容



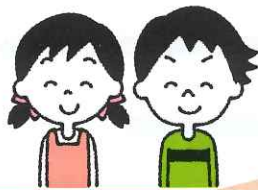
「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)より



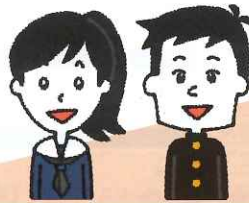
スマホ利用の傾向

スマホの使い方は一律に決めるものではなく、子どもの成長や習熟度に応じて変わります。

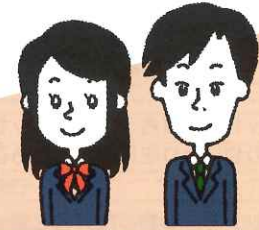
利用の段階



インターネット入門期



SNS 入門期



SNS 活用期

インターネット利用の傾向

ゲーム機器

PS4 WiiU 3DS PS Vita SWITCH XBOX ...

インターネットにつなげてオンライン（対戦）ゲームや交流、検索をすることができます。

動画・音楽視聴

You Tube nico nico Abema TV GYAO! Twitch ...

ゲーム

RPG パズル 育成 戦略 ...

SNS*

LINE Twitter Facebook Instagram You Tube
Tik Tok SNOW ひま部 mixi Messenger ...

情報検索

Google Yahoo! Bing ...

ライブ配信

You Tube Twit Casting LINE LIVE 17 LIVE ...

掲載されているアプリは一例です

どんなアプリか
知っていますか？
使ったことは
ありますか？



* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。
主なものは、メッセージ系のLINE、交流系のTwitter、Facebook、写真系のInstagram、
動画系のYouTubeなどがあります。



スマホ利用によるトラブルや被害の事例

スマホ利用の段階に応じて、トラブルや被害の内容も変わってくる傾向があります。 ※この表は目安であり、子どもの成長や習熟度によって個人差があります。

利用の段階 トラブルや被害の事例	 インターネット 入門期	 SNS 入門期	 SNS 活用期	参照ページ
1 長時間利用 ネットの過度な利用による日常生活への支障	○	○	○	P8
2 ゲーム (高額課金) ゲームに夢中になって生じた高額課金	○	○	○	P9
3 ネットいじめ・トラブル トークアプリなどでの悪口や仲間外れ	○	○	○	P10
4 不当請求 詐欺メールなどによる不当請求	○	○	○	P12
5 個人情報漏えい SNS などへの投稿内容から個人を特定	○	○	○	P13
6 プライバシーの侵害 SNS などへの無許可投稿によるプライバシーの侵害		○	○	P14
7 ひぼう中傷 なりすまし投稿によるひぼう中傷		○	○	P15
8 悪ふざけ SNS などへの悪ふざけの自慢や失言	○	○	○	P16
9 著作権侵害 動画・画像・音楽の違法なダウンロードやアップロード	○	○	○	P17
10 誘い出し ネットで知り合った人による誘い出し		○	○	P19
11 自画撮り被害 だまされたり脅かされたりして、裸の写真を送られる被害		○	○	P20

ネットの過度な利用による日常生活への支障



毎日、深夜までスマホを使い続け



ねむ 眠くて授業に集中できない



さらに健康や生活にも支障が...

どうして?



- ・ 友だちと^{いっしょ}一緒にスマホでゲームをしているから、^{とちゅう}途中でやめられない。
- ・ もう少力で欲しいアイテムが手に入るから、もうちょっとだけやろう。

ルールのヒント

▶ 保護者と^{いっしょ}一緒に計画を立てる

- ・ 保護者の見ているところで使う。
- ・ 利用時間を制限する機能を利用する。

ペアレンタル
コントロール

どうして?



- ・ 好きなアーティストの動画を見ていたら、いつの間にか時間がたっていた。

ルールのヒント

▶ 利用時間、場所を決める

- ・ 夜〇時まで、1日〇時間までと決める。
- ・ ベッドや布団にスマホを持ち込まない。
- ・ リビングで^{じゅうでん}充電する。

どうして?



- ・ トークアプリで友だちと交流するのが楽しい。
- ・ トークが続いてしまい、終わらせるタイミングがわからない。

ルールのヒント

▶ 友だちとルールを共有する

- ・ 夜〇時までしかスマホを利用できないことを、最初から友だちに宣言しておく。
- ・ 保護者間でもルールを共有する。



ワンポイントアドバイス

- ・ 生活のリズムを守るためのルールをつくりましょう。(使う時間、使う場所を決める)
- ・ まだ自分で時間の管理ができない間は、保護者と^{いっしょ}一緒に計画を立てましょう。
- ・ ペアレンタルコントロール(保護者による^{かんし}制限や監視)を活用しましょう。

2 ゲーム (高額課金)

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

ゲームに夢中になって生じた高額課金



アイテムが欲しくなり
保護者の承諾を得て購入



カードの情報がそのまま
次々と追加することができた



翌月の請求にびっくり!

どうして?



- ・ 本物のお金を払っているとは思わなかった。
- ・ 注意書きをよく読まずに、ボタンを押して購入してしまった。

どうして?



- ・ 欲しいアイテムを、ボタンを押すだけでどんどん買うことができた。

どうして?



- ・ 1個のアイテムの金額は安いし、これくらいなら大丈夫だと思った。

ルールのヒント

▶ 保護者の管理のもとで使用する

- ・ アプリをインストールする時は、保護者が確認する。
- ・ ゲーム内課金をしたい時は、保護者に相談する。
- ・ 保護者が課金のしくみを知り、支払い方法を確認する。
- ・ お金の大切さ、使い方を一緒に考える。

ルールのヒント

▶ 課金額を決める

- ・ おこづかいの範囲内でプリペイドカードなどを買う。
- ・ スマホ料金を何にどれだけ使ったか、毎月確認する。



ワンポイントアドバイス

- ・ 将来、自分で考えてお金を使わなければなりません。お金を何にどのように使うかをよく考えて、有意義に活用しましょう。

3 ネットいじめ・トラブル

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

トークアプリなどでの悪口や仲間外れ



軽い気持ちでコメント



ちが違った意味で伝わった



グループから外されてしまった

どうして?



- ・ 思いつきや軽い気持ちで書いたことがうまく伝わらなかった。
- ・ 「どうやってくるの?」と聞いたかったのに、「なぜあなたがくるの?」と伝わってしまった。

どうして?



- ・ 早く返事をしなければと焦^{あせ}って、読み返さずに送信してしまった。

こんな事例も



- ・ お互いに5分以内に返信する約束だったのに、返信するのが遅れてしまい、仲間外れにされた。

ルールのヒント

▶ 送る前に必ず確認する

- ・ 意図が正しく相手に伝わるか、読み返して確認する。
- ・ あいまいな表現をしていないか、また言葉の使い方が適切かどうかを確認する。

▶ トークのやり取りだけで感情的にならない

- ・ 相手が伝えようとしたことを考えて、わからない時は確認する。

ルールのヒント

▶ お互いの事情を尊重する

- ・ 相手にも自分にも都合があり、すぐに返信できないこともあるため、お互いに無理のないルールを考える。



ワンポイントアドバイス

- ・ トークアプリはメールと異なり、速いテンポ、短いセンテンス、即レスの「会話」なので、深く考えずに送信しがちです。保護者などと相談しながら、活用の幅を広げていきましょう。

※ 即レス…メッセージを受け取った後、即座に返信すること。

考えてみよう！こんな時、どうする？（グループトーク編）

友だちとグループトークを使い、部活の情報交換や遊びの約束などのメッセージをやりとりしています。もう夜も遅いし、自分以外の人はずいぶん話から抜けてしまい、残ったのはあなたと友人1人だけ。終わりたくても終われない。こんな時、あなたならどうしますか？

テニス部仲良しグループ（4）

既読3
22:00

明日って何時集合だっけ？

あなた

A子

10時だよ！もう寝るね。おやすみ！ 22:02

B子



22:04

C子

集合場所ってどこだっけ？ 22:04

既読1
22:05

駅前の時計の前だよ！

あなた

C子

最近、部活の練習キツイよね 22:07

既読1
22:10

そうだよ！ほんとにキツイよね。また、明日ね。おやすみ！

あなた

C子

ねえ、テスト勉強ってしてる？ 22:14

さて、こんな時、あなたならどう返信しますか？

あなたが考えた返信内容を書いてみましょう。

返信内容を考える時、どのようなことに気がつきましたか？

今後メッセージを見る時、送る時にどのようなことに気がついたら良いでしょうか。

詐欺メールなどによる不当請求



どうして？



- ・「当選しました！」というメッセージが届いた。
- ・プレゼントのメッセージだと思って開いてしまった。

こんな事例も



- ・好きなアーティストの情報を検索していた。
- ・その中に詐欺的なホームページがあることを見抜けなかった。

こんな事例も



- ・アダルトサイトに興味があり検索した。
- ・料金の請求画面が消えなくなり、恥ずかしくて誰にも相談できない。

ルールのヒント

- ▶ 怪しいメッセージやホームページを開かない
- ・身に覚えのないメッセージは無視する。
 - ・保護者に確認してもらってからホームページを開く。

フィルタリング

ルールのヒント

- ▶ 一人で抱え込まず、すぐに相談する
- ・保護者などにすぐに相談し、対処する。
 - ・愛知県消費生活総合センターなど、適切な窓口へ相談する。

フィルタリング



ワンポイントアドバイス

- ・フィルタリングは、有害なサイトを閲覧できなくする機能があります。
- ・フィルタリングで防ぎきれない問題が起きることも考えられますので、何かあった時には保護者などにすぐに相談しましょう。

5 個人情報漏えい

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

SNSなどへの投稿内容から個人を特定



何気なく写真を投稿

付きまといを受けるように

写真の情報から個人が特定されていた

どうして?



- ・楽しかったから、友だちに写真を見せたかった。
- ・友だちだけなら大丈夫だと思った。

どうして?



- ・日記代わりに、自分の写真やよく行くお店を投稿している。
- ・「いいね！」が増えるのがうれしい。

こんな事例も



- ・ゲーム内で知り合った友だちに、代わりにキャラを育ててもらおうとIDとパスワードを教えたら、乗っ取られた。

ルールのヒント

- ▶ **写真・動画や書き込みを見ることができる人を確認する**
 - ・ SNSの機能をよく理解して、不特定多数が閲覧できないよう制限をかけるなど、適切に設定する。
- ▶ **行動や個人が特定される内容は投稿しない**
 - ・ 日時・場所や個人の情報が特定されるような写真・動画や書き込みを投稿しない。

ルールのヒント

- ▶ **ID、パスワードは大切な個人情報**
 - ・ 他人には、IDやパスワードを教えない。
 - ・ 簡単に推測できるようなパスワードにはしない。

ワンポイントアドバイス



- ・ 写真や動画に写っているわずかな情報から、個人が特定されることがあります。また、SNSへの投稿など、いくつかの情報を組み合わせて、個人が特定される危険性もあります。
- ・ 写真や動画には、設定により位置情報や撮影した日時などが含まれている場合があります。
- ・ インターネットに投稿された写真や動画、書き込みを完全に削除することは困難です。
- ・ パスワードの使いまわしは避け、ひとつが漏れても他に影響が出ないようにしましょう。

⑥ プライバシーの侵害しんがい

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

SNSなどへの無許可投稿どうこうによるプライバシーの侵害しんがい



他人が写った写真を投稿どうこう



写真が拡散されてしまい



相手の保護者からクレームがきた

どうして?



- ・ 友だちみんなに見せたい。
- ・ 友だち限定だから大丈夫だと思った。

こんな事例も



- ・ 写真に他の人が写っていたが、これくらい大丈夫だと思い、投稿してしまった。

こんな事例も



- ・ 有名人を自撃し、こっそり写真を撮って SNS に投稿した。
- ・ みんなに自慢したかった。

ルールのヒント

▶ きちんと許可を取ってから投稿する

- ・ 人が写っている写真や動画を勝手に投稿しない。
- ・ 写っている本人や関係者に投稿してよいか確認する。

ルールのヒント

▶ 投稿する写真や動画に気を付ける

- ・ 写真や動画に、無関係の人が写り込んでいないか確認する。

ルールのヒント

▶ プライバシーや肖像権を尊重する

- ・ 他人のプライバシーを尊重する。
- ・ 肖像権を侵害してはいけません。



ワンポイントアドバイス

- ・ 自分が写っている写真や動画が知らない間に投稿されていたら嫌なものです。プライバシーの侵害で訴えられることも考えられますので、他の人が写っている写真や動画を勝手に投稿しないようにしましょう。

なりすまし投稿によるひぼう中傷[※]



ケンカして腹が立った



なりすましてウソを書き込み



名誉棄損で逮捕された
損害賠償を請求された

どうして?



- ・ケンカして腹が立ったから、相手に仕返ししようと思った。

どうして?



- ・面白そうだから、イタズラ半分で書き込んだ。

どうして?



- ・すぐに消せば大丈夫だろうと思った。
- ・誰が書いたかは、わからないだろうと思った。

ルールのヒント

▶ 感情的になっている時は書き込まない

- ・すぐに投稿せず、気持ちが落ち着いてから考えてみる。
- ・人それぞれに考え方があつてことを理解する。

ルールのヒント

▶ ひぼう中傷[※]を書き込まない

- ・事実かどうかに関わらず、他人の悪口を絶対にネットに投稿しない。
- ・なりすましてひぼう中傷[※]することは犯罪である。

ルールのヒント

▶ ネットの情報は消せない

- ・ネットの書き込みを完全に削除することは難しい。
- ▶ ネットは匿名^{とくめい}ではない
- ・誰の書き込みかは調べることができる。



ワンポイントアドバイス

- ・現実世界でやってはいけないことは、ネットでも同じです。今やろうとしていることを、相手を前にしてもできるでしょうか？ 事実かどうかにかかわらず、悪質な書き込みは訴えられることも考えられますので、気をつけましょう。

※ ひぼう中傷^{こんさよ}…根拠のない悪口を言いふらして、他人を傷つけること。

SNS などへの悪ふざけの自慢や失言



悪ふざけ画像を投稿したら



投稿した記事が炎上
お店にも被害が及び



自分の将来に大きな影響が...

どうして?



- ・ちょっとしたイタズラを思いついた。撮った写真が面白かったので、みんなにもウケると思い投稿した。
- ・「いいね！」が欲しかった。

どうして?



- ・自分ではそれほど悪いことをしているとは思わなかった。
- ・その時だけの悪ふざけで、将来に影響が及びとは思わなかった。

こんな事例も



- ・SNSに軽い気持ちで書き込んだ発言に、問題があると指摘する人がいて、炎上した。
- ※ 炎上...多くの批判やひぼう中傷の書き込みが集中すること。

ルールのヒント

▶ 他人が見てどう思うかを考える

- ・誰かが不快に思うことや、他人に迷惑がかかることをしない。

▶ ネットに投稿した情報は、永久に残ると考える

- ・ネットに投稿した情報は、すばやく拡散することが多く、完全に削除することは難しい。

▶ 炎上したらすぐに相談する

- ・一人で解決しようとせず、すぐに保護者などに相談する。

ワンポイントアドバイス



- ・インターネットは、多くの人々の目にさらされています。未成年であるかどうかにかかわらず、書き込みにはその責任が問われます。また、その責任は保護者にも及びます。場合によっては、訴えられてしまい、就職や結婚など、自分の将来に大きな影響を与えることも考えられます。

9 著作権侵害 しんがい

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

動画・画像・音楽の違法なダウンロードやアップロード いはう



音楽を違法にダウンロード いはう



ダンスしている動画を投稿 とうこう



音楽が著作権に触れていた ふ

どうして?



- ・ 正規のサイトからは高く買えないので、違法にアップロードされた音楽・動画をダウンロードした。

ルールのヒント

- ▶ 違法なものをダウンロードしない いはう
- ・ 違法にアップロードされた音楽・動画と知りながらダウンロードすることは違法である。
- ・ 著作権者の示した許諾の条件を確認し、許諾を得る。

どうして?



- ・ みんなもやっているし、たくさんの人に見てもらいたい。
- ・ この程度のことなら、著作権に引っかからないと思っていた。

ルールのヒント

- ▶ 著作権を確認する
- ・ 他の人がやっているからといって安易に判断するのではなく、著作権についてよく確認する。

こんな事例も



- ・ アイドルの画像を保存し、自分のSNSのアイコンにした。

ルールのヒント

- ▶ 他人の画像を許可なく利用しない しょうぞうけん
- ・ 著作権や肖像権などの権利をよく確認する。
- ・ 他人の画像を勝手に加工したり、利用することはできない。



ワンポイントアドバイス

- ・ 著作権が守られないと、著作権者に大きな損害を与えることになります。著作物を利用する場合は、許諾を得る必要があるかどうか、事前に調べる必要があります。

※ 許諾…相手の希望や願いを聞き入れて許すこと。

考えてみよう！こんな時、どうする？ (SNS 投稿編)

とうこう

スマホで撮影した写真や動画を SNS へ公開しようとしています。
気づいたことを吹き出しに書き出してみましょう。

 アニメ大好き太郎

今日から始まったアニメおもしろかった！
写真は、一番かっこよかったシーンだよ。



公開してよい 公開してはいけない

< 気づいたこと >

 NMJ♡LOVE

NMJ45のダンスを踊ってみたよ！
頑張って覚えたから見てほしいな♪



公開してよい 公開してはいけない

< 気づいたこと >

 ○×高校OBちゃん

5年前に○×高校のみんなで撮った
変顔写真！懐かしいね♪



公開してよい 公開してはいけない

< 気づいたこと >

SNS やネットに公開する前にどんなことに気をつければ良いか、考えてみましょう。

ネットで知り合った人による誘い出し



やったー！
私もAちゃんと一緒に
△が好きなんだ！
仲良くしてね～！

B子

そうなんだ！
私運氣があうね！



趣味の合う友人ができた

信頼して会うことに...

実際に会うと怖い人だった

どうして?



趣味の合う友だちができてうれしい。離れていても仲良くなれると思った。

どうして?



SNSで親友になると聞いた。別に心配するようなことではないと思った。

どうして?



ずいぶん前からいろいろとやりとりがあって、相談にのってくれるし、優しい人だと思った。

ルールのヒント

- ▶ 世の中には悪意を持った人もいるため、安易に会わない
- ・ よい人を装っているだけかもしれないし、個人情報をしつこく聞いてくる人は、悪意を持った人かもしれないので、安易に会わない。

ルールのヒント

- ▶ 会ったことがない人を簡単に信用しない
- ・ 会ったことがない人には、自分の個人情報を教えない。
- ・ もし、相手を送ってきたとしても、自分の写真や動画は送らない。

ルールのヒント

- ▶ ネットで知り合った人とは会わない
- ・ 安易に会ってはいけない。
- ・ 性別・年齢など、相手が本当のことを言っているとは限らない。
- ・ もし、脅かされている場合は、保護者に相談する。



ワンポイントアドバイス

・ 見ず知らずの人に安易に会わないのはもちろん、メールアドレスや電話番号などの個人情報を教えてはいけません。困った状況になったら、隠さずすぐに保護者などに相談しましょう。

11 自画撮り被害

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

だまされたり脅かされたりして、裸の写真を送らされる被害



どうして?



- ・ 会ったことがない人だけど、かわいいと言われてうれしくなった。
- ・ 脅迫^{きょうはく}をするような人ではないと思っていた。

どうして?



- ・ 相手^{あいて}を好きになっていたから、嫌われたくなくて断れなかった。
- ・ 相手しか写真を見ないと言われた。
- ・ 送らないと「親にばらすぞ」と言われた。

こんな事例も



- ・ 付き合っていた時に送った裸^{はだか}の写真^{ちが}を、元彼氏^{かみし}に拡散されてしまった。
- ・ 友だちから、彼女の裸^{はだか}の写真^{ちが}が送られてきたので、違う友だちに転送した。

ルールのヒント

▶ 下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真・動画^とは撮らない、送らない、転送しない

- ・ 保護者や友だちに見せることができないような写真・動画^とは撮らない、送らない、転送しない。
- ・ 下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真・動画^とが送られてきたら、保護者に相談する。
- ・ 下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真・動画^とを送ってしまった友だちがいたら、保護者に相談する。

ワンポイントアドバイス



- ・ ネットでしか話したことがない人や、会ったことがない人に下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真や動画^とを送ると、どんな被害^{ひがい}や問題が生じるかを保護者などと話し合しましょう。
- ・ 自分の手から離れた写真や動画、書き込みを完全に削除^{さくじょ}することは困難です。
- ・ 誰とどのようなやりとりをしているか、日ごろから保護者とよく話をしておきましょう。

法律・条例・相談窓口

愛知県青少年保護育成条例

◎第18条の2 保護者等の青少年有害情報の閲覧等の防止義務

青少年がインターネットを利用する際に、フィルタリングを活用するなどして、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければならない。

青少年インターネット環境整備法

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

◎第6条 保護者の責務(平成30年2月一部改正施行)

- ・子どものインターネット利用状況を適切に把握する。
- ・フィルタリング等の利用により、子どものインターネット利用を適切に管理する。
- ・子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

具体的に、何をすればよいのでしょうか？

携帯電話会社や格安スマホ会社(MVNO)と契約代理店には、新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務があります。

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認

保護者は…

18歳未満が使用者である旨を申し出る

フィルタリング説明

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ②フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明

保護者は…

フィルタリングの説明を受ける

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、契約時にフィルタリングやOS*の設定を行う

保護者は…

フィルタリングやOS*の設定を行う

* パソコンやスマホを動かす基本ソフト。スマホは主にApple社の「iOS」と、その他の「Android」が主流です。OSにより機能や操作方法が異なります。

相談窓口

ネット上のトラブルに関する相談窓口

いぼろ
違法・有害情報相談センター(総務省)

【URL】<http://www.ihaho.jp/>(Webサイトからの相談のみ)

消費者トラブルに関する相談窓口

消費者ホットライン(消費者庁)

(最寄りの自治体の消費生活相談窓口を案内)

TEL: 188

【URL】<https://www.caa.go.jp/>(消費者庁)

愛知県消費生活総合センター(愛知県)

【URL】<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

犯罪被害等、相談だけではすまない場合の窓口

法律相談(愛知県弁護士会)

子どもの人権相談電話・面談(無料)

TEL: 052-586-7831

毎週土曜日(祝日・年末年始を除く)

9:20~16:25(受付は16:00まで)

【URL】<https://www.aiben.jp/soudan/>

悩みやいじめの相談窓口

ヤングテレホン(愛知県警察)

TEL: 052-764-1611

電話相談・面接相談(予約)

月~金 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

Eメール相談は愛知県警察Webページから

【URL】<https://www.pref.aichi.jp/police/>

被害少年相談電話(愛知県警察)

TEL: 0120-7867-70

電話相談・面接相談(予約)

月~金 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

FAX(052-764-1613)での相談も受け付けています。

子どもSOS ほっとライン24
(愛知県教育委員会)

TEL: 0120-0-78310

(22:00~翌朝10:00は、いじめ相談専用)

【URL】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/0000006342.html>

子どもの人権110番(法務省)

TEL: 0120-007-110(全国共通フリーダイヤル)

【URL】<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

*一部のIP電話からはかけられません。かけられない時は公衆電話からかけるか、名古屋法務局(052-952-8110)におかけください。

家庭のルールをつくりましょう

インターネットを安全かつ適切に利用するために、それぞれの年齢や段階に合わせたルールを家庭内で話し合い、お互いが納得できるルールをつくりましょう。

家庭のルールのつくり方

23ページの当てはまる欄にチェックをつけ、家庭で話し合い、決定したルールを書き込みましょう。当てはまるものがない場合、自由記述欄に書き込みましょう。

ルール例

< マナー >

- ・自宅以外で充電する時は、充電しても良いかどうかをきちんと確認します。
- ・友だちの家のルールも考えた上で、スマホやゲーム機を一緒に使います。

< 時間・場所 >

- ・ゲームは1日30分まで、宿題を終わらせてからやります。
- ・21時以降は携帯の電源を切ります。
- ・自分の部屋にスマホ、ゲーム機を持ち込みません。

< アプリ >

- ・アプリをインストールする時は保護者に相談します。
- ・課金などの利用条件をよく確認します。

< コミュニケーション >

- ・メールやメッセージは、相手の立場に立ち、必ず読み返してから送ります。
- ・自分が言われたら嫌だと思えることは掲示板などに書き込みません。
- ・本当に大切なことは、直接会って伝えます。

< ルールが守れなかった時 >

- ・1週間、スマホ（ゲーム機）を保護者に預けます。
- ・何度もルールを守れなかった時は保護者と話し合い、ルールの見直しを行います。

< マナー >

- 電車や病院などの公共施設では他の人の迷惑にならないようにスマホ（ゲーム機）の利用を控えます。
- 歩きながら、自転車に乗りながらスマホ（ゲーム機）をしません。
- 食事中、勉強中はスマホ（ゲーム機）を触りません。
- _____

< 時間・場所 >

- スマホ（ゲーム機）の利用時間を守って使います。（1日 _____ 分まで）
- 使ってよい場所以外では使いません。（使ってよい場所 _____）
- 遅い時間は電源を切ります。（夜は _____ 時まで）
- _____

< アプリ >

- アプリをインストールする時は _____ に相談します。
- ゲーム、アプリ内で使用するお金は、毎月 _____ 円までとします。
- 課金する時は利用条件を _____ と一緒に確認します。
- _____

< コミュニケーション >

- 家族や友だちという時は、目の前にいる人との会話・コミュニケーションを大切にします。
- SNSなどで知り合った人と、勝手に外で会ったりしません。
- 友だちとグループトークを使う時は、使い方のルールについて話し合ってから使います。
- _____

< ルールが守れなかった時 >

- 何が悪かったのかを必ず話し合います。
- 何度もルールを守れなかった時は、スマホ（ゲーム機）を _____ 日間保護者に預けます。
- _____

家庭のルール 自由記述欄

署名した日

年 月 日

保護者の署名

子どもの署名

おわりに

テキストで学んだことをチェックしよう！

- インターネット・スマホを正しく利用できる。
(気をつけること：長時間利用・ゲームへの高額課金、不当請求^{せいきゅう})
- トークアプリは読み返して確認してからコメントする。
(気をつけること：ネットいじめ・トラブル、ひぼう中傷)
- SNS・動画サイトなどへの投稿^{とうこう}は、よく考えて、問題がない場合にのみ投稿^{とうこう}する。
(気をつけること：個人情報漏えい^{ろうえい}、著作権侵害^{しんがひ}、悪ふざけ、プライバシーの侵害^{しんがひ})
- インターネットで知り合った人とのやりとりは十分に注意する。
(気をつけること：誘い出し^{さそ}・自画撮り被害^{どひがひ})
- 保護者と相談して、家庭のルールを決める。また、そのルールを守る。



◆ わかったこと

◆ やってみること



令和二年7月発行

発行：愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課
監修：国立大学法人愛知教育大学教授 江島徹郎
製作：スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社



実践！みんなの
ネットモラル塾サイト
<https://www.netmoral-jyuku.jp/>